

沖縄県融資制度における資金別一覧表

資金名	融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 (固定) %	保証料率 %	融資斡旋・認定等 申込先	
事業歴が1年以上の事業者	短期運転	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ1,000	1年	2.30	0.45~1.50	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
		売掛債権担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ3,000			0.43	
	業小対規模企	一般貸付	従業員20人以下の企業 (商業・サービス業は5人以下)	運転・設備併せて1,250	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.55	0.45~1.45	商工会 商工会議所 市町村商工担当課
		特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険 該当者に対する無担保無保証人制度				2.35	
	小口零細企業	従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の保証付融資残高との合計が1,250万円以下の小規模企業者(商業・サービス業は5人以下)	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付き融資残高との合計で1,250	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.35	0.50~1.75	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫	
	経営振興	経営の近代化、合理化を図る中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.60	0.45~1.50	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫	
	新事業分野進出	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等	・事業転換の場合 運転・設備併せて10,000 (運転3,000、設備7,000) ・多角化の場合 運転・設備併せて7,000 (運転2,000、設備5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.45	0.45~1.40	県産業振興公社 商工会 商工会議所	
	雇用創出促進	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1人以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.45	0.45~1.45	商工会 商工会議所	
	組織強化育成	一般貸付	商工業関係組合および構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000)	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.15	0.45~1.45	県中小企業団体中央会
		緊急貸付	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合および構成企業	1組合あたり3,000 ※転貸資金は一般貸付のみ	運・5年(6ヵ月)		0.55	
	観光リゾート振興		県内において観光関連の事業を営み地域の観光の振興に寄与する中小企業・協同組合等	運転・設備併せて15,000 (運転 5,000) (設備 10,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.45	0.45~1.40	商工会 商工会議所
	中小企業セーフティネット		売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等	運転のみ2,000	5年(1年) 緊急保証適用については、 10年(2年) ※平成22年度末まで	2.30~2.50	0.45~1.40 (緊急保証適用の場合、0.55)	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 市町村商工担当課
	中小企業再生支援		沖縄県中小企業再生支援協議会の支援を受け再生計画を策定した中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・設備 10年(1年)		0.45~1.40 (経営安定関連保証適用の場合、0.55)	県中小企業再生支援協議会
	原油・原材料高騰対策支援 ※平成22年度末まで		原油・原材料等の仕入れ価格の高騰の影響を受け、資金繰りが厳しくなっている小規模企業者	運転のみ1,000	7年(1年)	2.20	0.45	商工会 商工会議所
	産業振興	オキナワ型産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて10,000 (運転 5,000) (設備 5,000)	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.40	0.45~1.40	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
企業立地推進貸付		自由貿易地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて25,000 (運転 10,000)	運・10年(1年) 設・15年(3年)	2.50	0.45~1.40	県経営金融課	
ベンチャー支援		ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて3,000	運・5年(6ヵ月) 設・7年(1年)	2.40	0.45~1.40	県新産業振興課 県商工振興課 沖縄総合事務局地域経済課 県経営金融課	
創業者支援		独立・開業を行う者または開業後1年未満の事業者	運転・設備併せて1,000	運転・設備 7年(1年)	2.50	0.45~1.35 (創業等関連保証適用は、0.85)	県産業振興公社 県商工会連合会 商工会 商工会議所	

※1 融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。  
 ※2 保証料率は、資金の種類および融資対象者の経営状況等の情報に基づき決定(詳細は沖縄県信用保証協会経営支援課までお問い合わせください)。

お問い合わせ

**制度について** 沖縄県観光商工部経営金融課 TEL (098) 866-2343

**保証について** 沖縄県信用保証協会経営支援課 TEL (098) 863-5300

**融資斡旋・認定等について** 上記表の「融資斡旋・認定等申込先」まで



県融資制度を活用して、事業の円滑化を図ろう

沖縄県融資制度

中小企業の  
資金繰りを  
支援します

■制度の概要

県融資制度は、県内の中小企業者、協同組合等向けの融資制度であり、県、金融機関、県信用保証協会等の関係機関が一体となって中小企業の事業活動に必要な資金を融資することで資金調達の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与することを目的としています。

現在、融資の目的に応じて短期運転資金、小規模企業対策資金など十四資金があります。

融資の対象は、県内において、一年以上同一事業を営む中小企業など資金によって各々その要件が定められています。

■制度の特徴

県融資制度は、長期・固定・低利の資金を提供することにも、中小企業者のため、県信用保証協会の債務保証を付け、金融機関からの融資の円滑化を図っています。

また、中小企業者の負担軽減のため県が保証協会へ保証料補助を行うことで、中小企業者に対する保証料率の低減を図っています。

■融資期間の延長

平成二十一年度限りとされていた緊急保証制度が、平成二十二年二月十五日から新たに景気対応緊急保証制度として改正され、対象業種の拡大等の条件緩和とともに、実施期間も平成二十二年末まで延長されることとなりました。

これを受け、県は、中小企業セーフティネット資金の融資対象のうち、景気対応緊急保証制度利用によるものについては、従来の融資期間を五年から十年に延長します。

※融資据置期間は、一年から二年に延長します。

沖縄県融資制度の流れ

